

議案第 69 号

飯能市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 9 月 6 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>4～5 省略</p>	<p>(職員)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>4～5 省略</p>



○厚生労働省令第五十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 根本 匠

（傍線部分は改正部分）

	改	正	後	
	改	正	前	
2 （職員） 第十条 （略）				
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。				
4 ・ 5 （略）				
2 （職員） 第十条 （略）				
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。				
4 ・ 5 （略）				

附 則
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。